

佐賀県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月二十六日から平成二十二年二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 前原富士線	佐賀市富士町大字上無津呂字中田二 四一五番一地从先から 佐賀市富士町大字麻那古字一本松六 一番一地从先まで	平成二二・一・二六